

仕様書

1 品名 柏崎市・刈羽村指定ごみ袋

2 発注数

内容		1組等の枚数	1箱等数	発注数	
				枚数	箱数
指定ごみ袋	大	5枚(1外装袋内)	40袋	150,000枚	750箱
	中	10枚 (1外装袋内)	30袋	1,065,000枚	3,550箱
	小		100袋	1,200,000枚	1,200箱
	極小		50袋	225,000枚	450箱

3 納入期限及び納品数

下記のとおり、2回に分けて納品する。ただし、各回の納期限内であれば分納も可とする。

内容	納期限 (予定)	1回目納品		2回目納品	
		令和7(2025)年8月末		令和7(2025)年10月31日	
	枚/箱	枚数	箱数	枚数	箱数
指定ごみ袋	大	75,000枚	375箱	75,000枚	375箱
	中	532,500枚	1,775箱	550,000枚	1,775箱
	小	600,000枚	600箱	600,000枚	600箱
	極小	112,500枚	225箱	112,500枚	225箱

納品日は指定ごみ袋の在庫を考慮し納品するものとし、具体的な日時は環境課と協議すること。

4 支払い方法

支払いは2回に分けて行い、上記数量に応じて金額を算出する。ただし、第1回納品の算出において端数が生じた場合は、円未満を切り捨てるものとし、第2回納品の算出は契約金額から第1回納品の支払い額を控除して計算する。また、各回納品の検査完了後、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

5 仕様書詳細及びレイアウト等 別添資料B、C、D、Eのとおり

6 製造

(1) 事前点検

本格的な製造開始前に、実際に製造された指定ごみ袋等が本仕様書と本市が指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に適合することを確認するために実施する。

ア 本仕様書における「包装」を行ったもの(1組等枚数単位の状態)を各種類3組ずつサンプル品として提出すること。ただし、複数の工場で製造を行う場合は、工場別に同

様のサンプル品を提出すること。

イ サンプル品を提出する際は、本仕様書に適合する検査結果報告書（7の(2)の項目について製造業者等が検査したもの。）も併せて提出すること。

(2) 確認方法

ア 提出されたサンプル品につき、指定ごみ袋等の種類別に、本仕様書並びに本市から指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に適合しているかを本市が確認する。

イ 指定ごみ袋本体の色や印刷された色については、本市が認める公正な第三者機関が作成する証明書の提出等によって、本仕様書に適合していることを証明することができない限り、本市が本仕様書に適合しているかを目視により判定する。

(3) その他

ア 落札業者は本市による事前点検後、本市とその内容について協議し、本市の承認を受けた後、指定ごみ袋等の本格的な作製を開始すること。（不承認の場合は、承認を受けるまで再提出しなければならない。）

イ 当然ながら、点検を受け、本市の了承を得たサンプル品と同じ材質、同じ顔料及びインキを使用して同品質のものを作製すること。

ウ 事前点検に係る費用については、落札業者が負担すること。なお、本市に提出したサンプル品については、納品数には含めないものとする。

エ 作製するごみ袋は現在本市に流通されているごみ袋と同等程度の強度を有するもの。強度とは突き差し・引張り・シール強度の事を示す。

7 納品

(1) 納品先

納入場所は、本市が別途委託契約している保管業者(株)イシザカの市内保管場所（柏崎市長峰町7番6号）とする。

(2) 納品時の手続き

ア 落札業者は、納品毎に納品日、納品数量が分かるよう納品書を作成し、本市に提出の上本市の承認を得ること。

イ 納品については、いずれの種類、容量の指定ごみ袋等とも大量となるため、本市及び本市が指示する指定ごみ袋等保管業者と納品日及び納品数量等について、事前に十分協議の上調整し、最終的には本市の指示に従うこと。

ウ 納品は本市が指示した納品場所において荷降ろしまで行うこととし、その他使用する機器等については、本市及び本市が指示する指定ごみ袋等保管業者と事前に協議し決定すること。

エ 納品に際して、受領書は落札業者で納品毎に作成し、納品月日を記入の上本市が指示する納品先の受領印を徴し、後でトラブルにならないようにすること。

オ その他納品に関しての不明な点等については、本市と協議を行い最終的には本市の指示に従うこと。

8 納品時の検査

(1) 目的

実際に本市が指示する指定ごみ袋等保管場所に納品される指定ごみ袋等が、本仕様書並びに本市の指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に適合することを確認するために実施する。

(2) 検査結果報告書の提出

指定ごみ袋の寸法（幅、長さ、厚さ）及び品質（引張強さ、伸び、ヒートシール強さ等）について、国内の第三者検査機関が作成した検査結果報告書の原本を提出すること。

（JIS Z1711-1994の規定8を準用するものとし、検査に係る費用はすべて落札業者の負担とする。また、複数の工場で製造する場合は工場別に提出すること。）

(3) 検査要領

ア 納品がある毎に、指定ごみ袋等を本市が無作為に一部抽出し、本仕様書並びに本市の指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に適合しているかを確認する。なお、指定ごみ袋本体の色や印刷された色については、本市が認める公正な第三者機関が作成する証明書の提出等によって、本仕様に適合していることを証明することができない限り、本市が本仕様に適合しているかを目視により判定する。

イ 本市が検査への立会いを求めた場合、速やかに応じること。

ウ 本市は納品検査を実施し、合格を確認後に納品書の承認を行う。

エ 納品検査に使用した指定ごみ袋等のうち、検査合格品については合計数量に含まないものとする。

オ 検査不合格となった場合は、直ちに本市が未承認の全ての指定ごみ袋等を撤去の上、細かく裁断するなど本市の指示に従って処分すること。なお、撤去及び処分に係る費用は落札業者が負担すること。

9 その他補足事項

(1) 不良品対応

ア 納品後、指定ごみ袋等が破れやすい、底抜けする等の不良品が見つかった場合は、落札業者の責任において、速やかに良品と無償交換するとともに、原因などの調査報告書を本市に提出すること。

イ 不良品等についての苦情を市民等から直接受けた場合は、本市へ報告の上、落札業者が誠意を持って直接対応し、対応完了後速やかに調査報告書を本市へ提出すること。なお、市民等への直接対応にかかる費用については、落札業者が負担するものとする。

ウ 大量の不良品が発生し、納品した指定袋等の疑義が生じた場合は、在庫回収・品質検査等を行い本市に報告し、不良品と認められた場合は、再製造し納品すること。検査・交換・回収・再製造等に係る費用は、受注者が負担するものとする。

(2) 版

ア 本仕様書並びに本市の指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に従い製版し

た著作権は、本市に帰属するものとする。

イ 版は電子データで本市に納品すること。

ウ 指定ごみ袋等製造に使用した版は、契約終了後、速やかに破壊の上廃棄すること。

(3) その他

ア 製造した指定ごみ袋等は、納品までの間、適切な品質管理・保管を行うこと。

イ 指定ごみ袋等の製造に当たっては、国内工場又は信頼できる海外工場で行うものとし、本仕様書に基づいた履行開始後に指定ごみ袋等の品質確認等のために本市が立入検査を求めた場合は、速やかに応じることができるようにすること。また、作製業者及び製造工場等詳細を本市へ書面で報告すること。

ウ 特に海外工場で製造する場合において、台風、大雪その他の自然災害による輸送の遅れを考慮し、余裕を持って本市の求めに応じた円滑な指定ごみ袋等の輸送ができるようにすること。

エ 落札業者が製造した不良品を含む全ての指定ごみ袋等について、本市が管理する方法以外に使用されることがないように徹底した管理をすること。また、本市に納品するもの以外の指定ごみ袋等の処理については、その処理方法につき本市と協議を行った上で、最終的には本市の指示に従うこと。

オ 本仕様書に定める事項以外に別途指示・協議する事項については、誠意を持って対応すること。

カ 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市との協議により決定するが、合意に達しない場合は本市の指示に従うものとし、落札業者の一方的な解釈による実施は許されないものとする。

キ その他必要事項については、本市と協議の上決定するものとする。

仕様書 詳細

1 指定ごみ袋の仕様

(1) 形状

U形袋（ガセット・ペロ付き）

※ 日本産業規格「ポリエチレンフィルム製袋」（以下「JIS Z1711-1994」という。）の規定4の表1及び図1のU形袋（2）を準用すること。

(2) 寸法、材質等

種 類		縦×横×幅 (mm)	厚さ (mm)	材質	その他
指 定 ごみ袋	大	970×700(マチ無)	0.04	低密度 ポリエチレン (LDPE)	U型袋(ガセット、ペロ付)、 マチ付(大以外)、穿孔
	中	750×350×170	0.03		
	小	500×280×140			
	極小	400×220×120			

(注1) 袋の寸法の許容差は、JIS Z1711-1994 の規定 6.2 に適合すること。ただし、厚さについては表6の平均厚さの差の割合についてのみ適用する。なお、寸法が許容範囲の上限を超える場合で使用に支障がないと判断されるときは、適合したものとして取り扱うこととする。

(注2) 寸法等詳細については、別添資料C-1を参照することとし、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うこととする。

(3) 袋本体

黄色半透明（D I C株式会社 DICカラーガイド 第18版 3 571相当 濃度25%）

(注1) 色彩の詳細については、本市の提示するサンプルと同濃度とし袋の中身が識別できるようにすること。

(注2) 使用する顔料及びインキについては、NL規制に準拠しており、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。

(4) 印刷内容

ア 図案及び表示等の印刷は、別添資料C-1を参照すること。なお、別添レイアウト例図に記載している図案や表示等の詳細については別途指示する。

イ 指定ごみ袋広告欄に大、極小サイズには市の指定する図1コマ、中サイズには広告2コマ、小サイズには市の指定する図1コマと広告1コマの印刷をする。別添資料Dのとおり。

ウ 文字等の色は、青色1色（D I C株式会社 DICカラーガイド 第18版 3 579相当）とする。

エ 文字欠け、色むら等がないようにすると同時に、種類間で色にばらつきがないこと。

(注1) 1(3)記載の注意事項1、2のとおりとする。

(注2) 本市が種類毎に作製しているレイアウト案を電子データで全種類分貸与する。

(注3) 記載内容、レイアウト及び色彩等の決定については、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うこととする。

(注4) 作製した版については、実物大で確認できるように紙やフィルム等に印刷して本

市に提出し、内容等の校正を受けること。また、必要により本市が作製した電子データを貸与することはできるが、使用後は速やかに本市へ返却すること。

(5) 品質

ア 外観は、JIS Z1711-1994 の規定 7.1 を準用のこと。

イ 強度は、日本産業規格「包装用ポリエチレンフィルム」(JIS Z1702-1994) の規定 3 を準用のこと。なお、フィルムの種類は「1種A」とする。

ウ 性能は、JIS Z1711-1994 の規定 7.2 を準用のこと。なお、フィルムの種類はイと同様とする。

2 指定ごみ袋の包装・梱包の仕様

(1) 外装袋の寸法、材質等

種 類		縦×横 (mm)	厚さ (mm)	透明度	材質	その他
指 定 ごみ袋	大	435×280	0.025	半透明	高密度 ポリエチレン (HDPE)	バーコード [※] 有、取り出し用ミシン目、リサイクルマーク、穿孔
	中	260×220				
	小	230×160				
	極小	190×135				

(注) 製造過程において、寸法の修正が必要と判断した場合、本市に報告し、本市の承認を得た上で、適正な寸法に修正すること。

(2) 外装袋の印刷内容

ア 図案及び表示等の印刷は、別添資料C-2を参照すること。なお、別添レイアウト例図に記載している図案や表示等の詳細については別途指示する。

イ 文字等の色は、青色1色(D I C株式会社 DICカラーガイド[※] 第18版 3579相当)とする。

ウ 文字欠け、色むら等がないようにすると同時に、種類間で色にばらつきがないこと。

(注1) 1(4)記載の注意事項1～4のとおりとする。

(注2) 「JANコード」は、本市が指示する番号に基づき、適正に表示を行うこと。別添資料Eのとおり。また、本格的な製造開始前に確実に読み取りが行われるか検証し、検証結果を本市に報告の上、本市が了解した後に本格的に製造すること。

(3) 外観 JIS Z1711-1994 の規定 7.1 を準用のこと。

(4) 包装

種 類	1組枚数	収 納 方 法
指定ごみ袋	大 5枚	袋を1枚ずつ、縦の長さを四つ折り、横の長さを二つ折りにした上で組数をまとめて、取り出し口から取り出せるよう外装袋に入れ、取り出し口以外から内容物が出てこないように、外装袋の下部をヒートシールにより接合する。なお、ヒートシール下には幅30mm程度のスペースを設けるものとする。
	中、小、極小 10枚	

(5) 外箱

種 類		寸法(縦・横・高 mm)	文字色	材質	1 箱組数
指定ごみ袋	大	280×390×140	D I C 株式会社	段ボール箱	40 袋
	中	210×220×210	DIC カラーガイト 第	(複数段積み重	30 袋
	小	180×300×350	18 版 3 582 相	ねても潰れな	100 袋
	極小	160×250×190	当	い強度なもの)	50 袋

(注 1) 表示等の印刷は、別添資料 C-3 を参照すること。

(注 2) 製造過程において、寸法の修正が必要と判断した場合、本市に報告し、本市の承認を得た上で、適正な寸法に修正すること。

3 その他

指定ごみ袋が密着(ブロッキング)しにくいように、製造工程での温度管理を適正に行い、アンチブロッキング剤を添加する等の措置をとること。

指定ごみ袋等の包装・梱包に伴う外装袋、段ボール及び紙帯などについては、可能な限りエコマーク、グリーンマーク商品等を使用すること。

指定ごみ袋 レイアウト



※作製業者識別アルファベットは、落札業者決定後、本市と協議の上決定するものとする。

指定ごみ袋用外装袋 レイアウト

大のみ 5 枚表記

柏崎市・刈羽村 家庭ごみ収集用

指定ごみ袋（大・50ℓ 5 枚）

■英語 ■中国 「指定ごみ袋」を2ヶ国語で表記
■ごみはこのふくろにいれてください

低密度ポリエチレン使用
家庭用品品質表示法に基づく表示

原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	－30 度
寸法	外形 970×700 厚さ 0.04mm
枚数	5 枚
取扱上の注意	火のそばに置かないで下さい。
表示者	作製業者名 住所 ○○○○ 電話 0257-**-****

警 告

！

この袋は、幼児や子供にとって窒息などの危険が伴うものです。幼児や子供の手の届かないところに保管して下さい。

注 意

■突起のある物を入れると材質上破れることがありますので、ご注意ください。
■可燃性ですので、火のそばに置かないで下さい。
■摩擦により衣服に色が付く場合がありますので、こすらないようにして下さい。

大のみ 5 枚
他は 10 枚

指定ごみ袋に関するお問い合わせ先

柏崎市環境課
クリーン推進係 23-5170

〇〇〇円
(5 枚入)

バーコード

大のみ 5 枚入
他は 10 枚入

大 350 円
中 350 円
小 140 円
極小 70 円

★お店や事業所から出るごみは、家庭ごみとして出せません。
★ごみの減量と資源物の分別にご協力ください。

リサイクルマーク

MADE IN ○○○

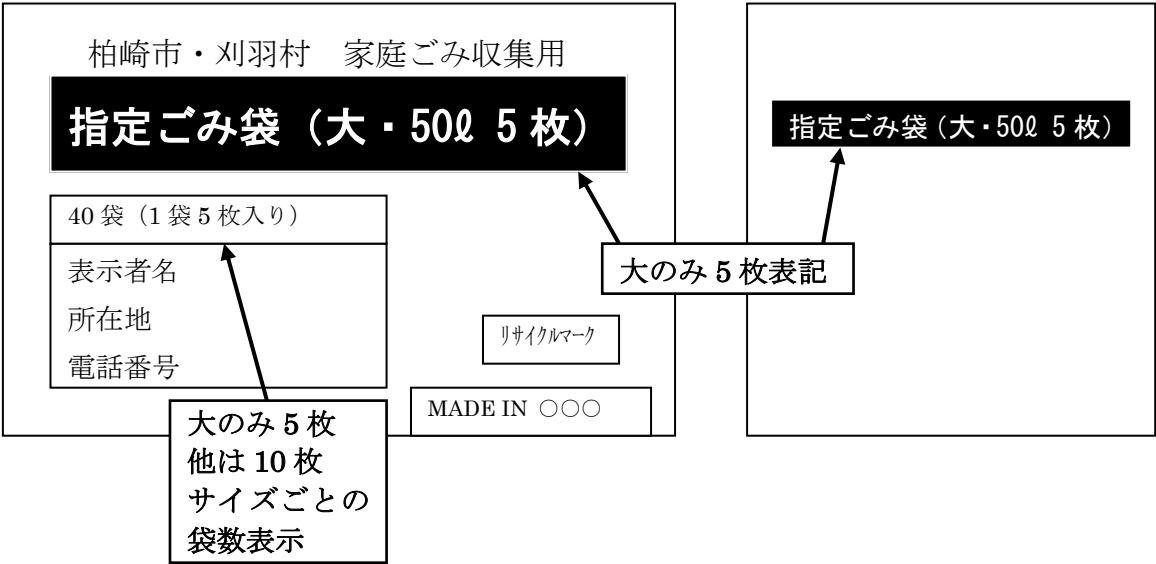
穿孔
直径 10mm

梱包（段ボール箱） レイアウト



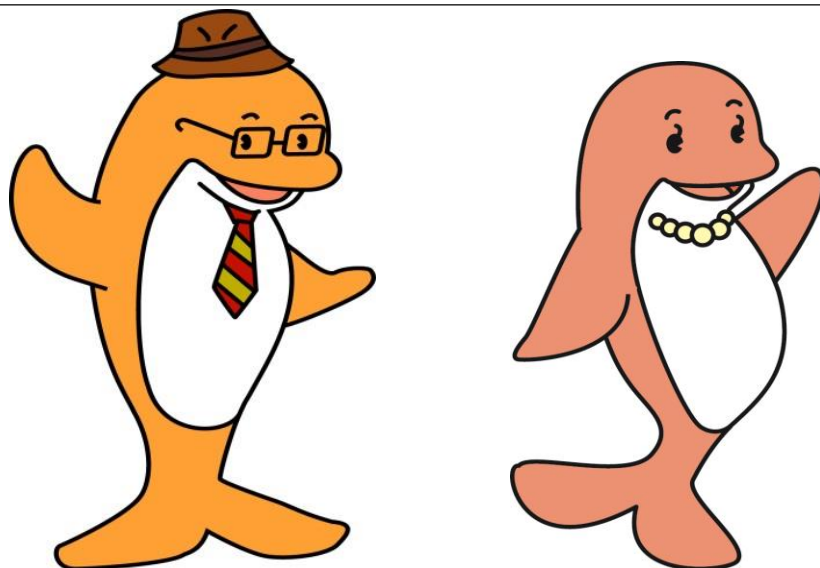
長手 2 側面表示例

短手 2 側面表示例



指定ごみ袋広告欄（大、小、極小）市の指定図1コマ

まぜればごみ、分ければ資源
きちんと分けてイルカな？



指定ごみ袋広告欄（中）事業者広告

年中無休

**新聞・雑誌・段ボール
持込歓迎 23-5091**

株式会社 宮田才吉商店

柏崎市大字藤井1509番地

指定ごみ袋広告欄（小）事業者広告

持込歓迎 引取します
金属くず・古紙
23-5091

株式会社 宮田才吉商店
柏崎市大字藤井1509番地

JANコード 456038471

指定ごみ袋

大（5枚入り）	006	4560384710064
中	002	4560384710026
小	003	4560384710033
極小	004	4560384710040